

黒川弘務東京高検前検事長の厳正な処分および、 定年延長の閣議決定の撤回を求める意見書（案）

東京高検元検事長の黒川弘務氏が、新型コロナウイルス感染症拡大を防ぐために緊急事態宣言が出されている中で、全国紙記者らと賭けマージャンをしていたことが発覚し、辞任しました。辞任は当然であり、訓告という甘い処分では幕引きするわけにはいきません。人事院の指針、東京高検の指針では、常習賭博は停職、免職の対象とされています。改めて厳正なる処分を求めます。

また、政府・与党は、国民の厳しい批判をうけて、内閣の一存で特定の検察幹部の定年延長を特例的に可能とする検察庁法改定案の今国会成立を断念しましたが、ことの発端となった黒川氏の定年延長の閣議決定は撤回されていません。

検察庁法は、定年を検事総長は65歳、検事長を含む検察官は63歳と定めています（第22条）。ところが黒川氏は2月8日で63歳になるため、退官となるところを、安倍内閣が1月31日の閣議決定で、定年を半年間延長したことは、検察庁法に違反する前代未聞の人事です。安倍内閣が定年延長の根拠にあげる国家公務員法81条の3の勤務延長は、検察官には適用されないとするのが立法当時からの一貫した政府解釈であり、この立場にも反しています。

法律を無視して行われた黒川氏の定年延長の閣議決定は、立法権に対する侵害であり、三権分立に対する侵害です。この閣議決定を残せば、これを認める法案が再び出される危険が残ります。よって、三権分立と法治国家を壊す、黒川氏の定年延長の閣議決定そのものを撤回することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

内閣総理大臣 殿
法務大臣 殿